

# 2026年度 安全講習会

日時:2026年5月20日(水) 13:30-16:00

場所:フラッテンホール

担当:学生課

## ◆本日の予定

**13:30** 学生部長挨拶

**13:35** 熱中症対策講演(学生部次長 加藤 孝基 准教授)

**14:10** 禁煙講習

**14:20** 学生課事務連絡

**14:30** 休憩

**14:45** AED講習会

(名古屋市大学生消防団南山大学分団および昭和消防署)

**16:00** 終了

## 《学生課からのお知らせ》

参加団体は、①「安全マニュアル」と②「部員家族等の緊急連絡先」作成し、提出してください。

### ①「安全マニュアル」 ※指定の表紙とチェックリストあり

既存のマニュアルについて必ず「見直し・更新」を行った上で、提出してください。

特に「安全対策」「事故発生時の対処方法」について十分検討を行い、

チェックリストにあげられた内容を必ず盛り込んでください。

### ②「部員家族等の緊急連絡先」 ※様式自由

安全マニュアルと一緒に忘れずにご持参ください。こちらは、整備されていることを

窓口で確認後、その場で返却します。

**締切** : 2026年6月12日(金)

**提出先** : 学生課窓口 (C棟2階)

## 1. 課外活動の現場から（学生課）

### 《課外活動を行ううえでの心構え》 ～講習会を機にクラブの部員全員でもう一度確認を～

課外活動は、大学教育の一環として重要な役割を持っています。学生の自主的活動という目的をよく理解し、「課外活動取扱要項」および「取扱要項に係る運用ルール」や「課外活動ハンドブック」等の規程を遵守し、責任を持って安全に運営してください。

日常の活動には、必ずしも部長（顧問・監督等）が付き添うわけではないため、危険を回避する事故防止策および事故発生時の初期対応は、学生自身で行なわなくてはなりません。このような状況をよく理解し、「安全第一」で事故・病気に対する予防に十分考慮して活動してください。

### 《事故防止において注意するポイント》

#### ■活動前の準備・確認

- ・余裕をもった活動計画（タイムテーブル）の立案
- ・練習場所、試合会場、けがをした際の搬送先の下調べ（交通ルート）
- ・活動場所・器具の点検（手入れ）
- ・活動する上で、服装・アクセサリ（ピアス・ネックレスなど）に危険はないか確認
- ・当日の天候の確認（特に屋外活動団体）

★雷鳴が鳴っている時の待機時間を決めておきましょう！

※雷情報は、気象庁の「雷ナウキャスト」も参考になります。

★熱中症対策が十分できているか確認しましょう！

※「熱中症警戒アラート」は、環境省のWebからメール配信の登録ができます。

#### ■能力・経験・体調に合わせた練習

- ・現在の体調確認および既往症の確認（部員に無理をさせないこと！）
- ・新入生および経験の浅い部員への配慮
- ・休憩時間の確保（水分補給）

#### ■活動以外での事故・トラブル防止

- ・自動車の運転【別紙2参照】
- ・団体での遠征・合宿の際は、安全確保のため、許可を受けた事業者（緑ナンバー）に「貸切バス」や「タクシー」を依頼し、適切な契約を行うこと。レンタカーを利用しなければならない場合は、運転者となるものが適切な運転免許を保持しているか、当該自動車が適切な保険に加入しているかを必ず確認し、事故が起きないよう無理のない移動計画を立てること。
- ・飲み会における注意（20歳未満の飲酒、イッキ飲み、アルコールハラスメント等）
- ・活動への参加は各所属員および家族の意思を尊重し、強制しない。
- ・盗難防止（荷物管理）
- ・登下校・電車内でのマナー（一般常識から）

### 《事故・トラブル発生時の対応ポイント》

#### ■事故発生時の対応

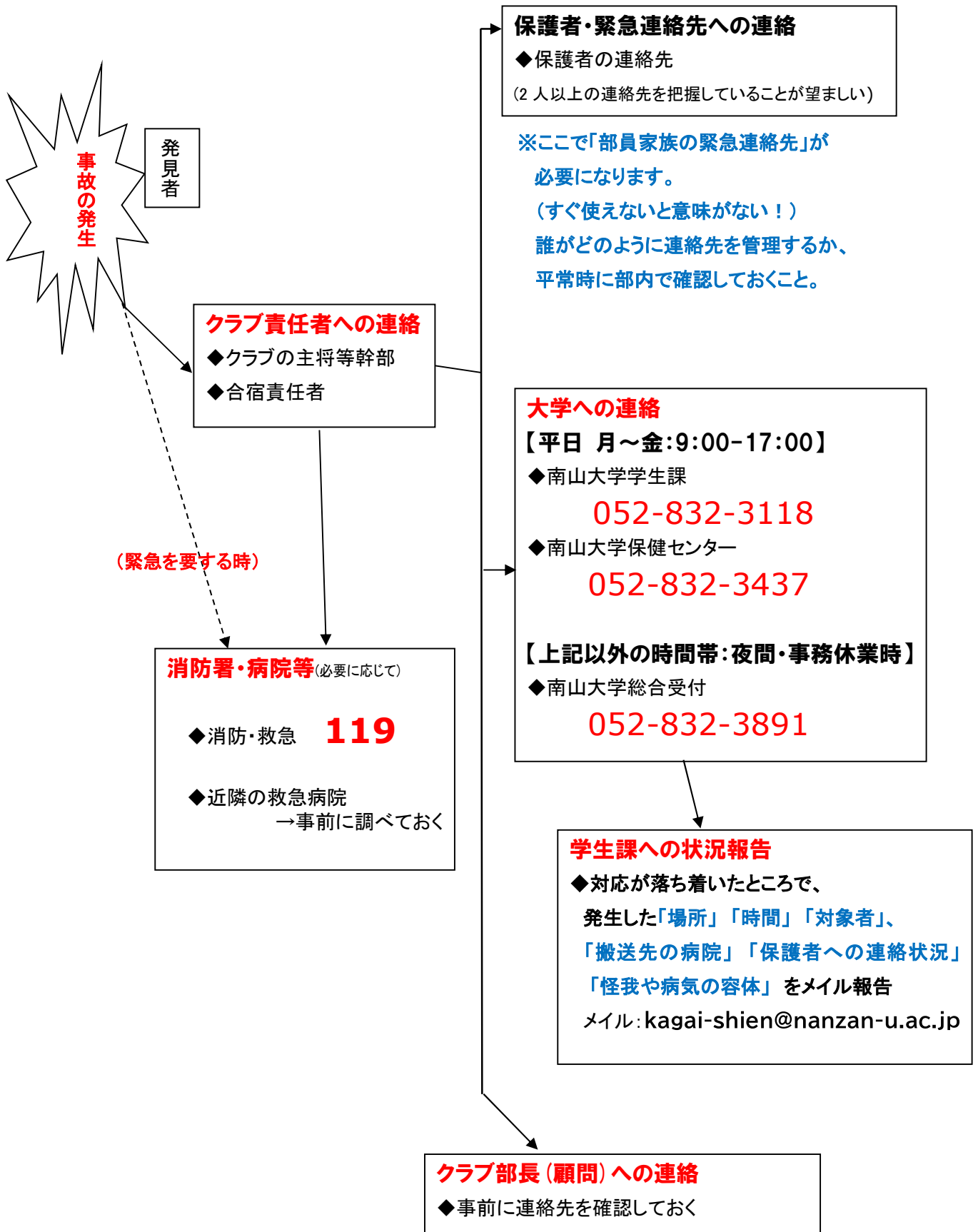
- ・適切な処置、搬送、連絡について、事前に確認・共有しておくこと【別紙1参照】

★事故・怪我、重大なトラブルが発生した場合は、クラブの代表者が速やかに報告してください。

事者は大学に来られるようになったら学生課で詳細を報告してください。

【別紙 1】緊急時の連絡体制

※大学内でも大学外でも基本は同じ対応です



## 【別紙2】自動車を運転する際の注意

南山大学では自動車通学は禁止されていますが、課外活動で車を使用することは申請により許可されることがあります。移動の手段に車を使用する時は、事故防止策および事故対策を事前に立ててください。

### 1) 事故防止策

無理のない走行計画、乗員全員のシートベルト着用、安全運転の徹底。

### 2) 事故対策(被害者として、加害者として)

#### (ア) 被害者になったとき

- ① 車をとめて状況確認
- ② 警察、救急車を呼ぶ
- ③ 危険防止措置をとる
- ④ 加害者の身元や連絡先を確認
- ⑤ 保険会社へ連絡
- ⑥ 医師の診断を受ける
- ⑦ 証拠品の保管

#### (イ) 加害者になったとき

- ① 車をとめて状況確認
- ② 応急救護の基礎知識の習得と応急救護義務  
人工呼吸やケガの手当てなど最低限度の救助法知識を習得していること。  
また、自動車を運転するものにはその義務があることを自覚すること。
- ③ 緊急連絡  
消防(救急)・警察・家族・クラブ部長・学生課・保険会社  
海難事故では海上保安庁
- ④ 救急車両の誘導等
- ⑤ 被害者への謝罪とお見舞い

### 3) 禁止事項

無保険車の運転は絶対禁止(自賠責は無論のこと、任意保険未加入の車も)

### 4) 危険運転の刑罰

[刑事責任]

業務上過失致死傷罪、自動車運転過失致死傷罪、危険運転致死傷罪

[民事責任]

損害賠償

[行政責任]

道路交通法違反による罰金や免許の減点

### 5) 迷惑駐車をしない

コンビニエンスストアやスーパーは比較的駐車場が整備されていますが、「少しだけなら」と言った気持ちで、目的外の利用をするのは迷惑行為となりますので絶対にやめてください。